

長 建 協 発 第 1 5 号
平成 2 2 年 4 月 1 2 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、標記について、移動式クレーン運転業務を行う際には、労働災害の防止を図るため、労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講した者を使用されますよう別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでご連絡申し上げます。